

商品コード標準化・ソースマーキング技術による 農水産物・食品流通の高度化

(1) 事業概要

農水産物・食品流通は 98%をトラック輸送が占め、2024 年度からドライバーの時間外労働の上限規制が適用されること（2024 年問題）から、流通の効率化・合理化が急務であり、加えて、トラックドライバー以外の流通業者の労働力不足も顕在化しており対応が必要です。

このため、SIP 第 2 期「スマートバイオ産業・農業基盤技術」で整備したスマートフードチェーンプラットフォーム(ukabis)及び SIP 第 2 期「スマート物流サービス」で整備したリテール物流・商流基盤を活用するとともに、既存コードから国際標準コード GS1 に基づいた個体識別番号を提供するシステムの開発や検品自動化技術の開発等の環境整備を行い、これらを活用した農水産物・食品流通の高度化モデルを構築し、普及を図ります。

(2) 公募研究課題の研究開発内容、目標等

ア 研究開発の具体的内容

SIP 研究成果である ukabis とリテール物流・商流基盤を活用し、農水産物・食品流通の効率化・合理化を図るために、以下の 3 課題を推進します。

①個体識別番号提供システムの開発

個社独自の個体識別番号を、ukabis に接続することで国際標準コード GS1 に基づいた番号に変換する仕組みを構築し、この個体識別番号を、2次元コード等で食品に紐づけ（ソースマーキング）することで、商品に関する情報を ukabis を介して他の事業者等と相互伝達することを可能にします。

②物流省力化技術の開発

ukabis とリテール物流・商流基盤とのシステム連携を行うとともに、個体識別番号等を物流資材（パレット・コンテナ）やトラック等と紐づけることによる検品自動化技術や物流資材回収技術を開発します。

③農水産物・食品流通の高度化モデルの構築

①個体識別番号提供システム及び②物流省力化技術を用いた農水産物・食品流通の高度化モデルを構築します。

イ 研究開発等の目標

令和7年度までに、

- ・①では、標準コード体系を策定し、個社独自コードから国際標準コードGS1に基づいた個体識別番号に自動で変換するシステムを構築します。
- ・②では、個体識別番号等を物流資材（パレット・コンテナ）やトラック等を紐づけるシステムを開発し、検品の省力化（50%減）、物流資材回収率の向上（10%増）を目指します。
- ・③では、①及び②を活用した農水産物・食品流通の高度化モデルの実証、効果検証を行います。

ウ 社会実装の目標

事業終了後は、個体識別番号提供システム及び物流資材（パレット・コンテナ）やトラック等を紐づけるシステムを開発・公開し、効率的・合理的な農水産物・食品流通を推進します。

エ 研究実施期間（予定）

令和5年度～令和7年度（3年間）

オ 令和5年度の委託研究経費限度額

182,550千円

〈留意事項〉

- ・研究グループに参画する研究者及びその分担内容は、真に達成目標の実現に資するものに限ることとし、それぞれがどのように目標の達成に貢献するのか、応募書類の中で記述して下さい。
- ・研究グループには、SIP第2期の成果であるスマートフードチェーンプラットフォーム（ukabis）及びリテール物流・商流基盤を活用するため「データ連携プラットフォーム運営事業者」、流通現場の意見を十分に反映した技術とするため「食品流通事業者、物流事業者等」を加える等、研究成果の幅広い普及の観点から業界横断的な取組となるよう努めてください。
- ・研究実施期間終了後の開発システム等の普及に向けた取組へと円滑に繋がるよう、研究期間内に開発システム・開発技術の実証を行ってください。
- ・実証試験を行う場合、その計画において実施規模、場所、体制について明記してください。
- ・開発システムのマニュアル等は、利用者が活用しやすいものとなるよう、十分に留意してください。
- ・提案書において、開発する個体識別番号に自動で変換するシステム、個体識別番号等を物流資材（パレット・コンテナ）やトラック等を紐づけるシステムの導入・維持管理コストを明記してください。また、開発技術の普及に向けた方策を明記してください。
- ・別紙3-6のデータマネジメントに係る基本方針に基づき、データマネジメント企

画書を作成してください。

また、農業者等からデータの提供を受ける際には、「農林分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に準拠し、取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくことが必要であり、その内容は実績報告の対象となります。

(3) 委託件数

原則 1 件とします。

(4) 問合せ先

上記の内容に関する問合せは、応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。

なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を事務局のホームページにて公開させていただきますので、ご承知おきください。

記

○ 公募研究課題について

農林水産省大臣官房政策課 技術政策室 担当者 村松、内村

TEL : 03-6744-0415

「商品コード標準化・ソースマーキング技術による農水産物・食品流通高度化」
の公募に係る審査基準

| 審査項目 | 審査基準 各審査項目について、次の4段階で審査を行う。 | |
|---|---|--|
| 研究開発の趣旨 A（5点） B（3点） C（1点） D（0点） | 農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の方針と整合し、実施する重点課題の実現に資するものとなっているか。 | A：十分に整合がとれており、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組となっている。 B：一部に整合性がとれていないなど不十分な箇所があるものの、研究の実施には支障がないと認められる。または、研究計画の一部修正により、整合性をとるなど、十分な内容とすることが容易であると認められる。 C：整合性がとれない箇所が多数見られるなど不十分な内容である。または、一部であっても重要な点について、整合性がとれない、あるいは取組として不十分な内容である。 D：ほとんど整合性がとれていない。または、実施する重点課題の実現に資する研究開発の取組ではない。 |
| 研究開発計画 A（10点） B（7点） C（3点） D（0点） | 農林水産省が示した研究開発等の目標及び社会実装の目標、研究開発等計画書の達成に向けて十分な内容となっているか。 提案の研究開発計画（課題構成、実施期間等）及び内容が科学的・技術的に優れ | A：提案された研究内容で、十分達成が見込まれる。 B：研究内容の（軽微な）一部修正により、十分達成が見込まれる。 C：目標及び計画の達成のために、研究内容の大幅な変更が必要である。 D：提案された研究内容では、ほとんど達成が見込まれない。 A：科学的・技術的に優れている。 B：科学的・技術的に優れている点はさほど見受けられないが、特に不十分な点も見受けられない。 |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>ているか。</p> | <p>C：やや不十分な点が見受けられる。 D：科学的・技術的に劣っている。</p> |
| | <p>提案の研究開発内容に実現可能性があるか。</p> | <p>A：十分実現可能性が高い。 B：提案のままでは一部実現が難しいと思われる箇所がある。 C：提案のままでは実現が難しいと思われる箇所が少なからずある。 D：実現可能性が低い。または、内容の設定自体に問題がある（実現が容易なことのみを計画している等）。</p> |
| <p>研究開発体制</p> <p>A（10点） B（7点） C（3点） D（0点）</p> | <p>提案の研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか（知的財産等の取組状況の有無を含む）。</p> | <p>A：十分な技術能力及び設備を有している。 B：技術又は設備のいずれかで若干見劣りするものの、研究遂行には支障がないと見込まれる。 C：技術又は設備のいずれかで見劣り、研究遂行に支障を来すおそれがある。 D：技術的にも設備的にも見劣り、十分な研究の遂行が見込めない。</p> |
| | <p>研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか（データマネジメントに係る基本方針に基づいたデータマネジメント企画書が作成されているかを含む）。</p> | <p>A：実施体制、管理能力とも十分優れている。 B：若干不十分な点が認められるものの、研究の遂行には支障がないと考えられる。または、計画等の一部修正で十分対応可能であると考えられる。 C：いずれか又は両方に問題があり、計画等の大幅な見直しが必要と考えられる。 D：いずれか又は両方に大きな問題があり、計画の見直し等では対応が困難であると考えられる。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | |
| <p>研究開発経費</p> <p>A (10点)</p> <p>B (7点)</p> <p>C (3点)</p> <p>D (0点)</p> | <p>提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。</p> | <p>A : 十分効率的であり、かつ十分な研究開発目標の達成が見込める配分と認められる。</p> <p>B : 一部に非効率的な部分が認められるものの、研究の遂行には支障がないと認められる。または、計画等の一部修正により適切な配分とすることが可能と考えられる。</p> <p>C : 適切な配分とするために、大幅な見直しが必要であると考えられる。</p> <p>D : 予算配分が明らかに非効率である。</p> |
| <p>情報管理実施体制</p> <p>A (5点)</p> <p>B (3点)</p> <p>C (1点)</p> <p>D (0点)</p> | <p>本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。</p> | <p>A 特に優れた体制を有している。</p> <p>B 十分な体制を有している。</p> <p>C 十分な体制を有しているとはいえないが、事業実施には支障がないと認められる。</p> <p>D 十分な体制を有していない。</p> |
| <p>技術の普及可能性</p> <p>A (10点)</p> <p>B (7点)</p> <p>C (3点)</p> <p>D (0点)</p> | <p>研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現の可能性はあるか。</p> | <p>A : 実現の可能性が十分高いと考えられる。</p> <p>B : 実現の可能性が高いと考えられる。</p> <p>C : 実現の可能性が低いと考えられる。</p> <p>D : ほとんど実現が見込まれない。</p> |

<加算基準>

| 加算項目 | 加算基準 以下に該当する場合、平均点に加算を行う。 | |
|----------------|------------------------------|--|
| 環境負荷低減事業活動の促進等 | 環境負荷低減事業活動計画等の認定を受けているか。 | コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境 |

| | | |
|------------------|---|--|
| | | <p>負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合</p> <p style="text-align: right;">5点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 |
| スタートアップの推進 | コンソーシアムに日本に登録されている中小企業者が含まれているか。 | 含まれている場合 5点 |
| 中山間地域における取組 | 研究開発を行う場所、圃場等に中山間地域に所在するものが含まれているか。 | 含まれている場合 5点 |
| ワーク・ライフ・バランス等の推進 | ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、右記（（1）～（3））の法令に基づく認定を受けているか。 | <p>（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし 5点 ※1 ・えるぼし3段階目 4点 ※2 ・えるぼし2段階目 3点 ※2 ・えるぼし1段階目 2点 ※2 ・行動計画 1点 ※3 <p>※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>(2) 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定企業 5点※4 ・くるみん認定企業（令和4年4月1日以降の基準） 3点※5 ・くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 3点※6 ・トライくるみん認定企業 3点※7 ・くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準） 2点※8 <p>※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定</p> <p>※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定</p> <p>※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く）</p> <p>※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定</p> <p>※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定</p> <p>(3) 青少年の雇用の推進等に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定企業 4点 <p>※9 各研究機関等が(1)～(3)のうち複数の認定に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う(最高5点)。また、研究グループ(コンソーシアム)で応募した場合は、代表者及びその構成員の中で複数の認定等に該当する場合は、最も高い点数により加点を行う。</p> <p>※10 各研究機関等が(1)～(3)のどれにも該当しない場合は0点とする。</p> |
|--|--|---|